

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0778-22-1084

* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人林病院 居宅かいごしえん府中
所在地	福井県越前市府中1丁目3番5号
介護保険指定事業者番号	1870300215
サービスを提供する地域	越前市 南越前町(旧南条)

(2) 事業所の職員体制※現任研修等必要な研修に参加し事業所として資質向上に努めています。

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理業務 ケアマネジメント	1名
介護支援専門員	看護師	1名		ケアマネジメント	1名
	社会福祉士	3名		ケアマネジメント	3名
事務員		1名		事務処理	1名

(3) 営業時間

月～金 8:30～17:30

※ 緊急連絡電話：0778-22-1084 営業時間帯
携帯 090-4689-3121 時間外当番制

※ 休業日：土・日・祝日：12月31日～1月3日

3. 居宅介護支援のサービス提供の内容

- (1) 介護保険認定申請代行・認定調査
- (2) 自立支援にむけた課題分析、居宅サービス計画の作成
- (3) 居宅サービス計画の評価・見直し
- (4) 介護サービスその他への苦情相談
- (5) 日常生活全般の総合的支援

4. 利用料金

(1) 利用料

当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合、自己負担はありません。ただし保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は一旦所定の料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援の利用料金(別紙参照)は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は自動的に改定されます。なお、その場合は新しい利用料を書面にてお知らせします。

(2) 交通費

サービス実施地域以外の地域の場合は下記の交通費がかかります。

実施地域境界地点より	片道10キロ未満	無料
実施地域境界地点より	片道10キロ以上15キロ未満	200円
実施地域境界地点より	片道15キロ以上	400円

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話で、又は事業所へ直接お申込みください。当事業所職員がお伺い致します。契約が締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

1) ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

7日前までにお申し出下されればいつでも解約できます。

2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、約2週間前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

3) 自動終了

以下の場合には双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用者が入院又は介護保険施設に入所した場合
(但し短期の入所、入院に関してはこの限りではありません)
- ・ご利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

4) その他

ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為、不正行為などにより当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、当該市町村に報告をさせていただくと共に契約を解除させて頂くことがあります。

①偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、また受けようとした場合

②以下のような行為がありハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除致します。

暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける ・刃物を向ける ・服を引きちぎる、手を払いのける ・怒鳴る
- ・大声を出す ・対象範囲外のサービスの強要など

セクシャルハラスメント

- ・体を触る、手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をするなど

その他

- ・自宅住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為など

6. 当事業所の運営方針等

(1) 介護支援専門員はご利用者が可能なかぎりその居宅にてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう日常生活全般を支援します。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保を目的として居宅サービスが特定の種類、事業所に不当に偏ることがないようご利用者の意志に基づいた居宅サービス計画の作成に努めます。サービス事業所の選定にあたって、ご利用者は複数のサービス事業所等を紹介するよう求めることができます。また、ご利用者はサービス事業所の選定理由を介護支援専門員に対して求めることが可能です。

(3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス、特定相談支援事業所等と連携をはかり総合的にサービス調整に努めます。

7. 課題分析とサービス担当者会議について

当事業所では日常生活の自立にむけてご利用者の心身の状態等を把握した上で課題分析を行い居宅サービス計画立案いたします。

居宅サービス計画の原案に基づきサービス担当者会議を開催し専門的な見地から意見を求め利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

8. 終末期のご利用者へのケアマネジメント

(1) 居宅サービス計画等の原案計画に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむを得ない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

(2) 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

9. 主治の医師等及び医療機関等との連携

当事業所は主治の医師等及び医療機関との連携を密にしております。そのため担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、不測の入院時にそなえ担当介護支援専門員の名刺を保険証やお薬手帳と共に持参する等の対応をお願いします。

また、入院時には、ご本人またはご家族から当事業所名、及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

10. 秘密の保持

業務上知り得た個人の秘密は固く保持し他に漏れることの無いよう細心の注意を払います。また当事業所職員が退職した後もこれを守るよういたします。

事業者は利用者及び家族から予め文章で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

11. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

受付された相談や苦情は、当事業所のマニュアルに沿って対応させていただきます。

12. 虐待の防止

当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における虐待防止のための対応を検討する委員会を定期的に開催します。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

(3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

(4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

苦情対応、虐待防止に関する責任者： 小西由紀（管理者）

	事業所	連絡先
	居宅かいごしえん府中	0778-22-1084
お客様相談窓口	越前市（介護保険室）	（代） 0778-22-3715
	各市町村 南越前町（保健福祉課）	（代） 0778-47-8007
	福井県国民健康保険団体連合会	0776-57-1614

13. 身体拘束等適正化の推進のための措置

(1) 当事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 業務継続計画の策定

(1) 当時事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1) 当事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるように努めます。

1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回開催しその結果を介護支援専門員に周知します。

2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 緊急・事故発生時の対応

(1) 介護支援専門員の訪問中に事故が発生した場合は、介護支援専門員は速やかに状況を把握し管理者に報告します。生命身体に異常があるときは、主治医に報告、救急処置を行い救急要請します。

(2) 管理者は、報告を受けて利用者の家族、市町村に連絡を取り事故の対応の調整を図ります。

17. 「介護サービス情報の公開」について

平成 18 年 4 月 1 日より、全ての介護保険事業所において、毎年厚生労働省で定める介護サービスの内容及び運営状況等の情報の公開が義務付けされました。

西暦 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、上記により重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 越前市府中 1 丁目 3 番 5 号

名称 居宅かいごしえん府中

説明者 _____ 印

私は、上記により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

氏名 _____ 印

家族（続柄 _____）・成年後見人

氏名 _____ 印

2022 年 10 月 1 日改定

2024 年 4 月 1 日改定